

【港湾公害防止対策事業】

現状把握

昭和40年代に四大公害をはじめとする公害の被害が各地でクローズアップされ、昭和46年に環境庁が設置されるなど、環境への関心の高まりの中で、「公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（以下、「公害財特法」という。）」が、昭和46年に制定され、同法に基づき、港湾においても昭和47年度より公害防止対策事業を開始した。

また、港湾公害防止対策事業の制度創設時は、有害な工場排水等による「産業公害」が中心であったが、近年では市民生活や通常の事業活動に起因する「都市・生活型公害」が増加している。

なお、公害防止対策事業の進捗及び環境基準の達成状況を踏まえ、公害財特法が令和2年度末をもって失効することとなり、その失効後から令和7年度までの予算補助として、財政措置を講じている。



課題設定

周辺市街地や自然に優しい水域環境の創造及び安全で安心な水辺空間の創出並びに安全で健康的な生活環境の確保の実現のためには、汚染物質を浚渫または覆土する当該事業の効率的かつ効果的な推進が必要である。

